

第五次滋賀県環境学習推進計画（原案）に関する意見募集について

令和7年11月27日

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

滋賀県では、「滋賀県環境学習の推進に関する条例」第6条の規定により、環境学習の体系的、総合的および効果的な推進を図るため、「滋賀県環境学習推進計画」を策定しています。

現行の「第四次滋賀県環境学習推進計画」の計画期間が今年度末までとなっていることから、環境学習に関わる多様な主体から意見を伺いながら、「第五次滋賀県環境学習推進計画」の原案を作成しました。

この計画原案に対しての、県民の皆さんからの御意見を下記の通り募集します。

なお、お寄せいただいた御意見は、これに対する本県の考え方を整理したうえで公表することとしており、個々の御意見に直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承願います。

1 実施期間

令和7年11月27日（木）から令和8年1月5日（月）まで

2 公表の方法

- （１） 県のホームページに掲載 (<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/bosyuu/347275.html>)
- （２） 資料の備え付け（環境政策課、県民活動生活課県民情報室、各合同庁舎行政情報コーナー、琵琶湖博物館 環境学習センター、県立図書館、県立大学）

3 公表資料

- （１） 第五次滋賀県環境学習推進計画（原案）の概要
- （２） 第五次滋賀県環境学習推進計画（原案）の本文

4 計画（原案）のポイント等について

（１） 基本目標

地球や琵琶湖とのつながりを思い、地域を愛し、自ら行動できる人育てと、人々が幸せに暮らす持続可能な社会づくり

※現行計画：地域を愛し、自ら行動できる人育てによる、「いのち」がつながる持続可能な社会づくり

⇒ 持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人を育て、人々のウェルビーイング実現に寄与する環境学習の役割が非常に重要だと整理。

（２） 重点的な取組

- ア 環境学習の指導者・リーダー育成
- イ 中間線機能の充実・強化
- ウ 県内・県外との積極的な情報共有
- エ 人々が幸せに暮らす社会の実現のための環境学習の在り方検討

(3) 計画改定にかかる検討経緯

ア 滋賀県環境学習等推進協議会

- ・令和6年8月 第五次計画の方向性や検討の進め方について
- ・令和6年11月 第五次計画の骨子について
- ・令和7年3月 第五次計画の素案について

※会議の開催状況は以下の県ホームページから御覧いただけます。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/hozen/300835.html>

イ 滋賀県環境審議会環境企画部会

- ・令和7年5月 第五次計画の素案について
- ・令和7年9月 第五次計画の答申案について

※会議の開催状況は以下の県ホームページから御覧いただけます。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/kankyoushou/22343.html>

5 意見等の提出方法

(1)	郵送	〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 滋賀県琵琶湖環境部環境政策課企画・環境学習係あて
(2)	ファックス	077-528-4844
(3)	電子メール	biwako-es@pref.shiga.lg.jp
(4)	しがネット受付サービス	https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/surveys/7418290829676268128 

6 その他

- (1) 御意見を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず、氏名または名称（個人の場合は氏名を、団体・グループの場合は名称および代表者の氏名）、住所または所在地（個人の場合は住所を、団体・グループの場合は所在地）、電話番号、メールアドレスを明記してください。なお、個人情報については、本計画策定のために使用することとし、公表することはありません。
- (2) 御意見は日本語で提出してください。
- (3) 電話による御意見はお受けできませんので、御了承ください。

7 問合せ先

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 滋賀県琵琶湖環境部環境政策課 企画・環境学習係

TEL：077-528-3453 FAX：077-528-4844 Email：biwako-es@pref.shiga.lg.jp